

## 令和7年度放課後児童クラブ人材確保支援業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

令和7年度放課後児童クラブ人材確保支援業務

### 2 委託期間

契約日から令和8年3月31日(火)まで

### 3 事業目的

放課後児童クラブの待機児童を解消するとともに、子どもの安全を確保し、質の高い保育を提供するため、放課後児童支援員等の人材確保を目的とする。

### 4 事業概要

放課後児童支援員の魅力を発信する各事業を実施し、社会的評価の向上、就労ニーズの掘り起こしを図る。

(1)対象者:求職中の方

(2)事業内容

職場体験事業

マッチングのハードルを下げることやミスマッチによる早期離職を防ぐこと等を目的に、数日間の職場体験(有償)を実施。実施に伴う啓発物の作成・発送。

(3)参加者数:50 名【職場体験事業】

### 5 業務内容

(1)放課後児童支援員の魅力発信事業

啓発物の作成・発送

- ・以下の部数を作成すること。なお、デザインについては事前に県の下承を得ること。  
[チラシ]5,000枚 [ポスター]700枚
- ・5 業務内容の(2)職場体験事業についても併せて案内すること。
- ・県が指定する施設等(約1,000カ所)に対して作成物を送付すること。
- ・上記のほか、各種HPやSNS等も活用すること。

(2)職場体験事業

①受入クラブの調整

- ・県内全域で実施できるように調整し、下記の各県域で1施設以上を選定すること。

【県域】

|      |      |      |       |
|------|------|------|-------|
| 大津地域 | 南部地域 | 甲賀地域 | 東近江地域 |
| 湖東地域 | 湖北地域 | 高島地域 |       |

なお、募集等については手順含め県と協議のうえ行うものとする。

②参加者の募集・マッチング

- ・(1)放課後児童支援員の魅力発信事業により作成するチラシ等も含め、参加者の募集を行うこと。
- ・応募者と受入クラブの調整を行い、5日間(1日あたり6時間)の職場体験を実施すること。
- ・参加者にはアンケートを実施するとともに、就労の意向確認を行うこと。
- ・参加者に対して、損害賠償保険に加入の上、活動費用(謝礼等(1,000 円×時間)、交通費(1日あたり上限を 2,000 円として、参加者の自宅から受入クラブの往復にかかる実費分))の支払いを行うこと。
- ・マッチングにあたって、個別雇用契約や有償ボランティア等受託者任意の方法とするが、法令等の遵守を徹底すること。また、活動費用の支払も同様の取扱いとする。
- ・事業実施にあたって、問い合わせ対応等を行うこと。

(3) その他

- ・(1)(2)の事務に要する経費は委託料に含むこと。
- ・参加者の謝礼および損害賠償保険料等を除いて委託料を精算すること。
- ・参加者に支払う交通費は、不用額を除いて精算すること。

6 業務の遂行について

- (1)業務の遂行に当たり、業務にかかる実施体制について体制図をもって報告するとともに実施スケジュールを県に提出すること。
- (2)業務の遂行に当たり、県との打ち合わせを行い、連携を密にすること。

7 報告等

- (1)県は、受託者に対し、委託期間の途中において、委託事業の進捗状況等の必要な事項について報告を求め、または実地に調査することができるものとする。
- (2)受託者は、本業務の完了後、速やかに業務完了報告書(実績報告書、アンケート集計等を含む。)を県に提出するものとする。

8 その他

- (1)本業務の実施に当たっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (2)本業務の履行に際し、他社の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときには、県に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。
- (3)委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4)委託業務遂行のために県が提供した資料、データ等は当該委託業務以外の目的で使用してはならない。
- (5)受託者は、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、本事業を進める上で知り得た情報を第三者に漏らしたり、他の目的に利用したりしてはならないこと。また、事業終了後、取得した個人情報を破棄すること。
- (6)成果物の著作権は、滋賀県に帰属するものとし、県が行う他の媒体などでの活用を妨げないものとする。
- (7)本事業を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提出し、協議、了解を得ることとする。また責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (8)受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (9)その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。